議案第 83 号
議決第　　号

姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）11月26日提出
姶　良　市　長　　湯　元　敏　浩

姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成22年姶良市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出し及び同条第１項並びに第８条中「研修室」を「多目的ルーム」に改める。

第10条第３号及び第11条第３号中「研修室」を「多目的ルーム及び会議室」に改める。

第18条第２項中「別表」を「別表第２」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第５条、第18条関係）

使用料

区分	龍門滝温泉	くすの湯	備考
一般入浴料（１人１回）	大人　300円 小人　150円	大人　300円 小人　150円	未就学児は無料
特別浴室	１室１回60分以内　1,200円 ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用する場合は、１室１回90分以内　900円		
割引回数券	大人　3,000円 小人　1,500円	大人　3,000円 小人　1,500円	一般入浴料11回分

<table>
<tr><td rowspan="2">休憩用和室（１人当たり）</td><td rowspan="2">利用時間の連続する４時間以内</td><td>大人</td><td>500円</td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>小人</td><td>250円</td></tr>
<tr><td></td><td>利用時間の連続する８時間以内</td><td>大人</td><td>700円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>小人</td><td>350円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">多目的ルーム（１時間当たり）</td><td colspan="2">販売等の目的で利用する場合</td><td>1,060円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">集会、催し物等の目的で利用する場合</td><td>入場料等を徴収する場合</td><td>640円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>入場料等を徴収しない場合</td><td>530円</td></tr>
<tr><td>大会議室</td><td colspan="3"></td><td>１時間当たり</td><td>500円</td><td></td></tr>
<tr><td>小会議室</td><td colspan="3"></td><td>１時間当たり</td><td>250円</td><td></td></tr>
</table>

備考

１　「小人」とは、中学生以下をいう。

２　休憩用和室の使用料を前納した者からは、一般入浴料を別に徴収しない。ただし、特別浴室を利用する場合は、当該使用料を追加徴収するものとする。

３　多目的ルーム並びに大会議室及び小会議室の利用時間には、利用前の準備又は利用後の後片付け等に要する時間を含むものとする。

４　多目的ルーム並びに大会議室及び小会議室の利用時間が30分以内の場合には、１時間当たりの使用料の２分の１の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を、30分を超え１時間以内の場合は、１時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条

例の規定による龍門滝温泉の使用に係る許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3　この条例による改正後の姶良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。